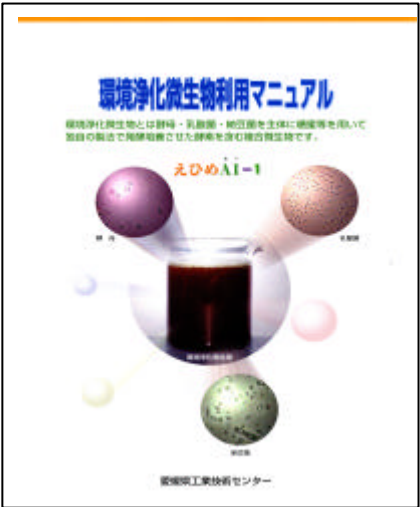


# 「えひめ AI-1」の商標を登録

環境浄化微生物「えひめ AI-1」の商標が登録されました。



【出願日】	平成 16年 (2004)9月 16日
【登録日】	平成 18年 (2006)3月 17日
【存続期間満了日】	平成 28年 (2016)3月 17日
【権利者氏名】	愛媛県
【住所又は居所】	愛媛県松山市一番町 4丁目 4番地 2



えひめ AI-1 は次の用途に使われて、効果を認められています。

				
浄化槽での使用	工場排水での使用	風呂や洗濯での使用	生ゴミ処理での使用	畜糞堆肥化での使用

……水質向上、余剰汚泥削減、洗浄、消臭、発酵促進、農業利用……

今後、県内の企業等が製造する商品に商標の使用を認め、愛媛ブランドとして全国に広がっていくことを期待しています。

- 県内で「えひめ AI-1」の製造に取り組んでいる企業等 (五十音順) -
- (有)あぐり (株)いのすや 宇和青果農業協同組合 (株)エコクリーン (株)カトウ
  - 環境 NPO サンラブ JA 愛媛たいき共同微研サプライ (株)セトスイフードサービス
  - (株)大喜水質管理センター タオプランニング(株) (有)滝野産業 東洋殖産(株)
  - 西田興産(株) NPO わくわくアイランド大島